

[異常時通報連絡の公表文（様式 1－1）]

伊方 1、2 号機 タービン建家非常用排水配管からの水漏れについて
(第 2 報)

R 2.11.10
原子力安全対策推進監
(内線 2352)

[異常の区分]

国への法律に基づく報告対象事象		有 ・ 無 [評価レベル -]
県の公表区分		A ・ B ・ C
外部への放射能の放出・漏えい		有 ・ 無 [漏えい量 -]
異常の概要	発生日時	令和 2 年 9 月 2 9 日 8 時 4 7 分頃
	発生場所	1 号 ・ 2 号 ・ 3 号 ・ 共用設備
		管理区域内 ・ 管理区域外
	種 類	・ 設備の故障、異常 ・ 地震、人身事故、その他

[異常の内容]

9 月 29 日(火) 9 時 31 分、四国電力(株)から、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 1 伊方発電所 2 号機の脱気器建屋付近の屋外において、9 月 29 日(火) 8 時 47 分頃、地面より水が出ていることを保修員が確認した。
- 2 今後、詳細を調査する。
- 4 本事象によるプラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。

[その後の状況等]

9 月 30 日(水)15 時 56 分、四国電力(株)から、その後の状況等について、次のとおり連絡がありました。

- 1 その後、現場調査を実施したところ、9 月 30 日(水)、埋設されたタービン建家非常用排水系統の配管に貫通穴を確認した。
- 2 今後、当該箇所の配管取替を行うとともに、原因について詳細を調査する。

[以上第 1 報でお知らせ済]

[復旧状況等]

10 月 14 日(水)13 時 40 分、四国電力(株)から、復旧状況等について、次のとおり連絡がありました。

- 1 その後、当該箇所の配管を取替え、通水確認を実施し、10 月 14 日(水)13 時 30 分、通常状態に復旧した。
- 2 引き続き原因について詳細を調査する。

県では、原子力センターの職員を伊方発電所に派遣し、現場の状況等を確認しております。

(伊方発電所及び周辺の状況)

[事象発生時の状況]

原子炉の運転状況	1 号機	廃止措置中
	2 号機	平成 30 年 5 月 23 日運転終了(第 23 回定期検査中)
	3 号機	運転中 ・ 停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		通常値 ・ 異常値
周辺環境放射線の状況		通常値 ・ 異常値

(参考)

1 国への法律に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国（原子力規制委員会原子力規制庁等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

2 県の公表区分

区分	内 容
A	○安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態 （放射能の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象 等） ○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 （大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等） ○その他特に重要と認められる事態
B	○管理区域内の設備の異常 ○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 ○原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき ○その他重要と認められる事態
C	○ <u>区分A，B以外の事項</u>

3 管理区域内・管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（3月間に1.3ミリシーベルト）を超える被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射能を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生の場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

伊 方 発 電 所 情 報 (お知らせ)

発信年月日		令和 2 年 9 月 2 9 日 (火) 9 時 3 1 分		
発 信 者		伊方発電所 池田		
当 該 機	号 機 (定格出力)	1 号機	2 号機	3 号機 (8 9 0 MW)
	発生時 状 況	廃止措置中	平成30年 5月23日 運転終了(第23回定 期事業者検査中)	1. 出力 <u> </u> MWにて (通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下) 中 2. 第 <u> </u> 回 定期事業者検査中
発 生 状 況 概 要		設備トラブル ・ 人身事故 ・ 地震 ・ その他		
		1. 発生日時： 9 月 2 9 日 8 時 4 7 分頃 2. 場 所： 伊方発電所 2 号機 脱気器建家付近 屋外 (管理区域外) 3. 状 況： 伊方発電所 2 号機の脱気器建家付近の屋外において、本日 8 時 4 7 分頃、地面より水が出ていることを保修員が確認しました。 今後詳細を調査します。 なお、本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありません。		
運転状況		1 号機：廃止措置中 2 号機：平成30年 5月23日運転終了 (第23回定期事業者検査中) 3 号機：(通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下・<u>定検停止</u>) 中		
備 考				

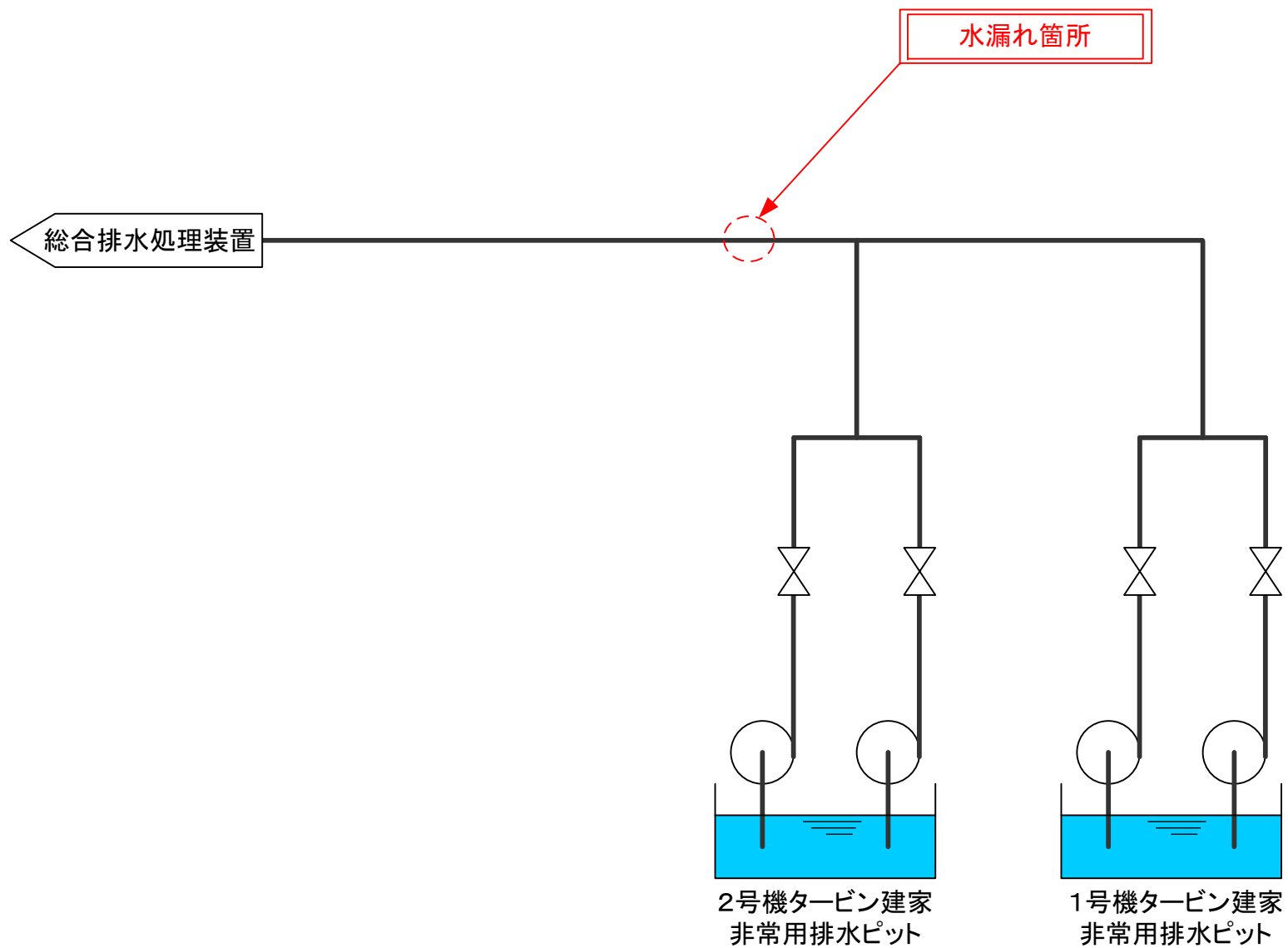
伊 方 発 電 所 情 報
(お知らせ、第2報)

発信年月日		令和 2 年 9 月 3 0 日 (水) 1 5 時 5 6 分		
発 信 者		伊方発電所 池田		
当 該 機	号 機 (定格出力)	1 号機	2 号機	3 号機 (8 9 0 MW)
	発生時 状 況	廃止措置中	平成30年 5月23日 運転終了(第23回定 期事業者検査中)	1. 出力 <u> </u> MWにて (通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下) 中 2. 第 <u> </u> 回 定期事業者検査中
発生状況 概 要		設備トラブル ・ 人身事故 ・ 地震 ・ その他		
		1. 発生日時： 9 月 2 9 日 8 時 4 7 分頃 2. 場 所： 伊方発電所 2 号機 脱気器建家付近 屋外 (管理区域外) 3. 状 況： 伊方発電所 2 号機の脱気器建家付近の屋外において、9 月 2 9 日 8 時 4 7 分頃、地面より水が出ていることを保修員が確認しました。 今後詳細を調査します。 なお、本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありません。 【第1報にてお知らせ済み】 その後、現場調査を実施したところ、本日、埋設されたタービン建家非常用排水系統の配管に貫通穴を確認しました。 今後、当該箇所の配管取替を行うとともに、原因について詳細を調査いたします。		
運転状況		1 号機：廃止措置中 2 号機：平成30年 5月23日運転終了 (第23回定期事業者検査中) 3 号機：(通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下・ <u>定検停止</u>) 中		
備 考				

伊 方 発 電 所 情 報
(お知らせ、第3報)

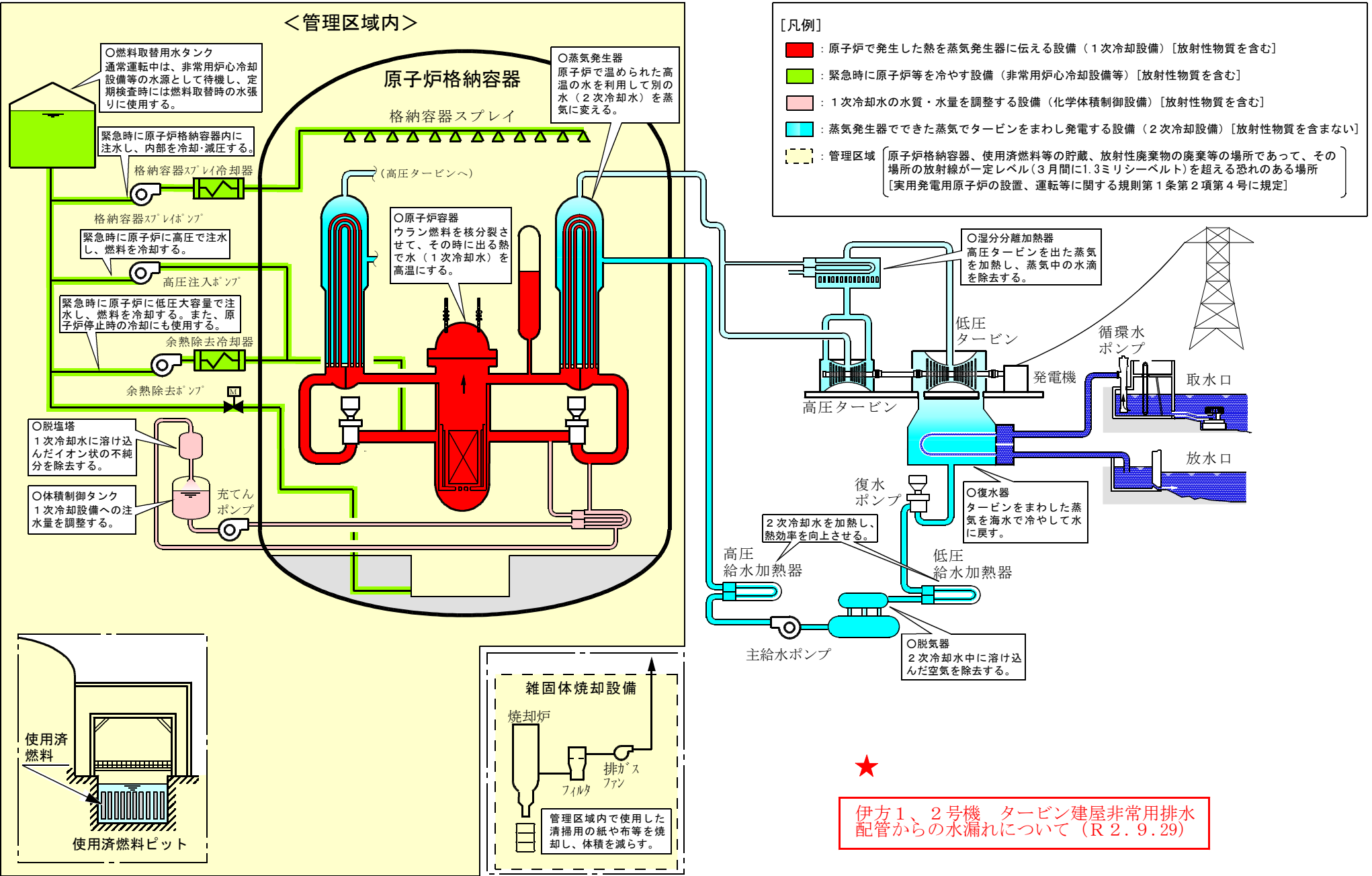
発信年月日		令和 2年10月14日 (水) 13時40分		
発信者		伊方発電所 池田		
当該機	号機 (定格出力)	1号機	2号機	3号機 (890MW)
	発生時 状 況	廃止措置中	平成30年 5月23日 運転終了(第23回定期事業者検査中)	1. 出力——MWにて (通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下)中 2. 第——回 定期事業者検査中
発生状況 概 要		設備トラブル ・ 人身事故 ・ 地震 ・ その他		
		1. 発生日時： 9月 29日 8時 47分頃 2. 場 所： 伊方発電所2号機 脱気器建家付近 屋外(管理区域外) 3. 状 況： 伊方発電所2号機の脱気器建家付近の屋外において、9月29日8時47分頃、地面より水が出ていることを保修員が確認しました。今後詳細を調査します。 なお、本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありません。 【第1報にてお知らせ済み】 その後、現場調査を実施したところ、9月30日、埋設されたタービン建家非常用排水系統の配管に貫通穴を確認しました。 今後、当該箇所の配管取替を行うとともに、原因について詳細を調査いたします。 【第2報にてお知らせ済み】 その後、当該箇所の配管を取替え通水確認を実施し、本日、13時30分、通常状態に復旧しました。引き続き原因について詳細を調査します。		
運転状況		1号機：廃止措置中 2号機：平成30年 5月23日運転終了(第23回定期事業者検査中) 3号機：(通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下・定検停止)中		
備 考				

伊方発電所1、2号機 タービン建家非常用排水系統概略図

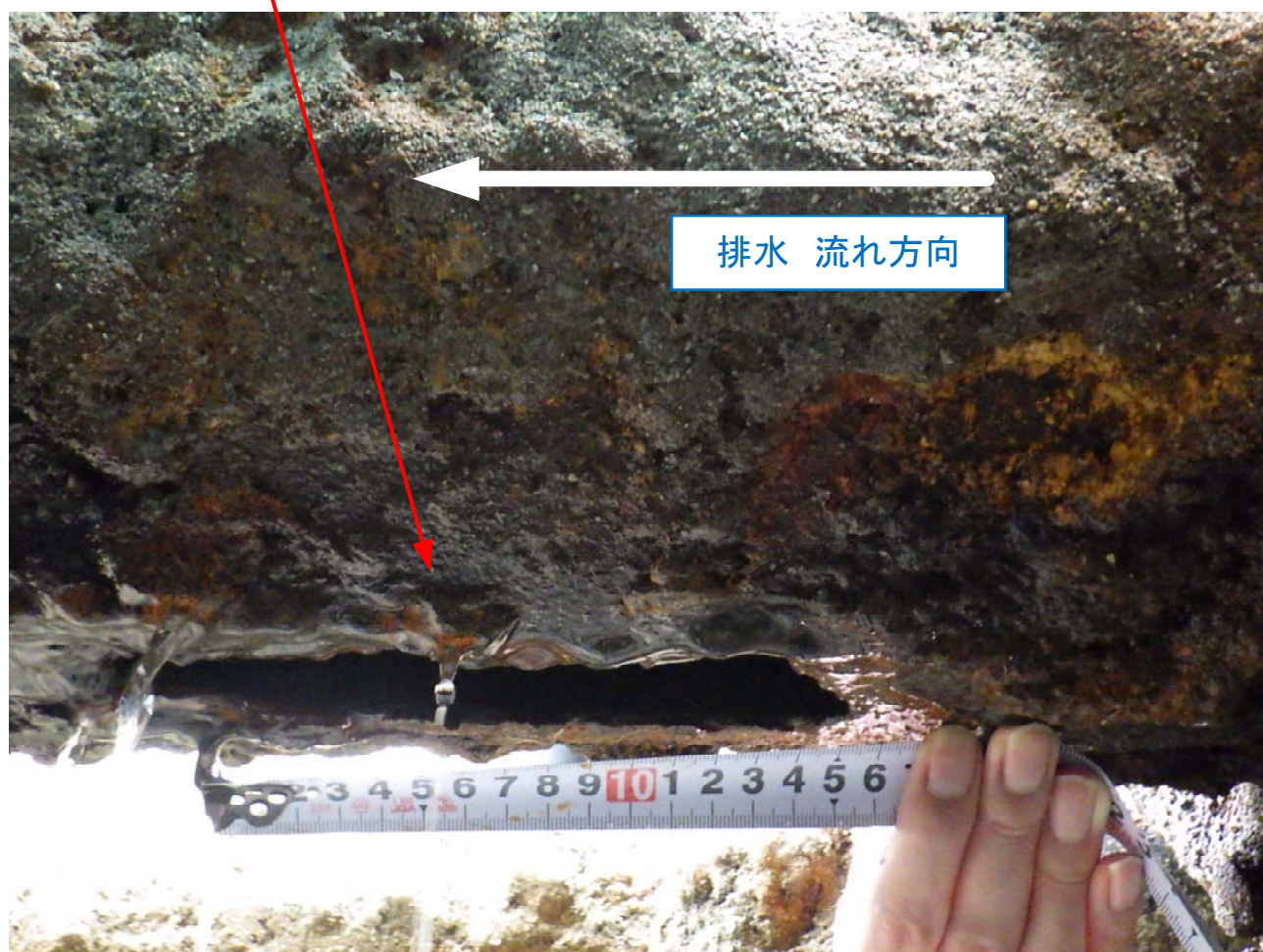


伊方発電所 基本系統図

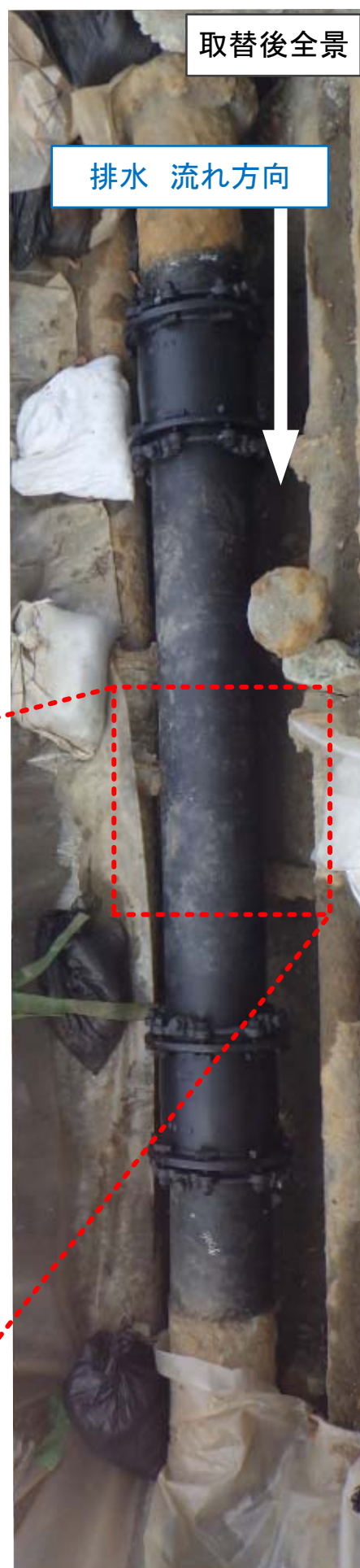
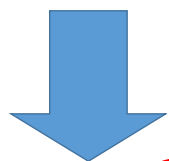
今回公表



伊方発電所 1、2号機 タービン建家非常用排水配管水漏れ箇所



伊方発電所 1、2 号機 タービン建家非常用排水配管取替後



用語解説

○タービン建家非常用排水

1、2号機の空調・洗濯設備等で使用した蒸気のドレン水や、海水淡水化装置で使用している蒸気のドレン水など。

○総合排水処置装置

発電所の管理区域外（タービン建屋、事務所等）から排出される一般排水を浄化する装置。

周辺環境放射線調査結果 (県環境放射線テレメータ装置により確認)

令和2年9月29日(火)

(単位: ナノグレイ/時)

測定局		測定値(シンチレーション検出器)					平常の変動幅の最大値	
		時刻	8:30	8:40	8:50	9:00	9:10	降雨時
愛媛県	モニタリングステーション(九町越)(更新)		17	17	17	17	17	44 [※]
	モニタリングポスト伊方越(更新・移設)		19	19	19	19	19	51 [※]
	モニタリングポスト湊浦(更新・移設)		23	24	23	24	24	44 [※]
	モニタリングポスト川永田(更新・移設)		25	24	25	24	24	50 [※]
	モニタリングポスト九町(更新・移設)		34	34	34	33	33	53 [※]
	モニタリングポスト大成(更新)		14	14	14	13	14	39 [※]
	モニタリングポスト豊之浦(更新)		24	24	24	24	24	51 [※]
	モニタリングポスト加周(更新)		26	25	26	26	26	58 [※]
四国電力(株)	モニタリングステーション		16	16	16	16	16	39
	モニタリングポストNo.1		16	16	16	16	16	41
	モニタリングポストNo.2		14	14	14	14	14	41
	モニタリングポストNo.3		13	13	13	12	13	39
	モニタリングポストNo.4		15	15	15	15	15	41
	1,2号機放水口水モニタ(cps)		2.9	2.9	2.8	2.8	2.9	令和元年度までの最大値11.4
	3号機放水ピット水モニタ(cps)		2.9	2.9	2.9	3.0	3.0	24年度の測定方式変更後から令和元年度までの最大値6.0

(注) 伊方発電所付近に設置しているモニタリングポスト等について記載

○ 降雨の状況: 有・~~無~~

○ 伊方発電所の排気筒モニタ等にも異常なかった。

(参考)

- 環境放射線の測定値は、降雨等の気象要因や自然条件の変化等により変動するので、原子力規制庁の「平常時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)」に基づき、測定値を「平常の変動幅」と比較して評価しています。

「平常の変動幅」は、過去2年間(平成29、30年度)の測定値を統計処理した幅(平均値±標準偏差の3倍)としており、一般に、測定値が「平常の変動幅」の最大値以下であれば、問題のない測定値と判断されます。

※平成30年度に愛媛県の検出器を更新しており、上記「平常の変動幅」の最大値は検出器の更新後から令和2年3月31日までの測定値をもとに設定。

- 環境放射線は線量(グレイ)で表されますが、一般的に、これに0.8を乗じて、人の被ばくの程度を表す線量(シーベルト)に換算しています。
例えば、線量率約20ナノグレイ/時の地点では、1年間に約0.14ミリシーベルト(ミリはナノの100万倍を表す)の自然放射線を受けることとなりますが、これは、胃のX線検診を1回受けた場合の4分の1程度の量です。

(放射線量の例)

